# わのうち

# WANOUCHI

議会だより

No.124
令和元年 2019
11月1日

役場職員・町議会議員及びグラウンドワーク有志による河川清掃

第３回定例町議会 2 P
監査報告 5 P
５人が登壇　一般質問 6 P
常任委員会レポート 17P
議会トピックス 24P

●発行：輪之内町議会　●編集：議会広報編集委員会　●印刷：大垣市・ニホン美術印刷㈱
〒503－0292　岐阜県安八郡輪之内町四郷2530－1　TEL 0584－69－3111（代表）　FAX 69－4050

# 令和元年度 補正予算 一般会計 1,726万円を追加

2019年 9月定例議会 3日～13日

令和元年第３回定例町議会が開かれ、初日に町長から提出された固定資産評価委員会委員の選任、教育委員会委員の任命、補正予算、決算の認定、条例など合計18議案が上程され、審議の結果、固定資産評価委員会の委員の選任、教育委員会委員の任命、条例改正３件、契約案件２件を可決し、補正予算、決算の認定、条例３件の合計11議案を各委員会に審議付託された。

最終日には、補正予算３件及び各会計の決算認定５件及び条例３件をそれぞれ所管の各常任委員会の付託審査を受け、慎重審議の結果、原案のとおり可決・認定し、閉会した。

なお５名の議員により一般質問が行われた。

小寺　強　議長

教育委員会委員に
**市橋　修** 氏
任期　令和元年10月 1日～令和５年 9月30日

**浅野 千代子** 氏
任期　令和元年10月 1日～令和４年 9月30日

固定資産評価審査委員会委員に
**吉田 哲生** 氏
任期　令和元年10月 1日～令和４年 9月30日

## 令和元年度
## 一般会計補正予算（第２号）
## 1,726万５千円を追加

### 歳出の主な補正

**総　務　費**

・生活安全対策費（交通安全諸施設の修繕費）
８３万６千円

・企画費（三世代同居・近居助成金）
９０万円

・戸籍住民基本台帳費
（住基基本台帳システム改修委託料）
１１３万９千円

**民　生　費**

・介護保険費（郡広域連合負担金）
１８０万４千円

・児童福祉総務費（第三子以後出産祝金）
１２０万円

・児童福祉施設費（幼児教育・保育無償化負担金）
２３５万５千円

**消　防　費**

・非常備消防費（岐阜県消防操法大会出場経費）
２２２万５千円

・防災センター管理費
（防災センター修繕費の追加、トイレの洋式化工事費）
１４２万３千円

**教　育　費**

・教育委員費
（地域学校協働活動推進事業の実施に伴う諸経費）
２９７万７千円

### 歳入の主な補正

**地方交付税**（普通交付税）
９５２万４千円

**国庫支出金**

・民生費国庫補助金　２３５万５千円
（子ども・子育て支援事業費市町村補助金）

**県支出金／県補助金**

・教育費県補助金　１７４万８千円
（学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金）

**諸　収　入**

・雑入（教育医療に伴う自己負担金・安八郡広域連合還付金）　１６０万６千円

**町　　債**

・総務費債（臨時財政対策費）　２００万円

## 令和元年度
## 国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）　714万８千円を追加

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ714万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億6,014万８千円と定める。

### 歳出の主な補正

**諸支出金／償還金及び還付加算金**

・一般被保険者保険税還付金　１０３万８千円
・還付金（県支出金等精算返納金）　５９８万円

### 歳入の主な補正

・繰越金　７０１万８千円

## 令和元年度
## 児童発達支援事業特別会計補正予算（第１号）　42万５千円を追加

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,542万５千円と定める。

今回の補正予算は、職員の昇格に伴い、給料、職員手当等を42万５千円増額計上するものです。

# 条　例

## 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

厚生労働省で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、同基準の一部を改正する省令が施行された事に伴い、所要の改正を行おうとするもので、具体的には、今回の改正は、「放課後児童支援員の基礎資格」に関するもので、放課後児童支援員の資格として、都道府県知事が行う研修（放課後児童支援員 認定資格研修）を修了した方でなければならないとされておりましたが、今回省令改正は、都道府県知事のみならず、指定都市の長も研修を実施できることになったため、指定都市の長が実施した研修の修了者についても、放課後児童支援員とするよう基礎資格を拡大するもの。

## 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

厚生労働省令で定める家庭的保育児童等の設備及び運営に関する基準において、同基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い、所要の改正をおこなうもの。具体的には、待機児童解消のため、その受け入れ施設となる各施設の設置基準の緩和。

## 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

幼児教育の無償化により、３歳～５歳の子どもと、非課税世帯の０歳～２歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無料とするもの、併せて、従来給付の「支給認定」が「教育・保育給付認定」に変更するもの。

## 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

10 月からの幼児教育・保育の無償化にあたり、子ども・子育て支援法において、略称（用語）の改正が行われましたので、それに合わせる形で所要に改正をお願いするもの。

従来給付の「子どものための教育･保育給付の認定」と、幼児教育の無償化により創設される「子育てのための施設等利用給付の認定」を区別するため、従来給付の「支給認定」が「教育・保育給付認定」に変更されたことによるもの。

## 輪之内町水道給水条例の一部を改正する条例について

水道法の改正により、指定給水装置工事事業者の指定について更新制度が導入されたことによる改正。

具体的な改正内容は、従来は、指定給水装置工事事業者は１度申請して指定されれば継続的に有効とされていましたが、指定給水装置工事を適正に行うための資質の保持や実態との乖離の防止を図るため、更新制度が導入されたことにより、条例を改正するもので、改正により更新は５年毎にその更新を受けなければならないことと改正するもの。

# 契約の締結

## 輪之内町防災行政無線同報系デジタル化整備工事請負契約の締結について

すでに 30 年近く経過している既存の防災行政無線同報系を２年間の計画で整備するもの。

## 輪之内町小中学校タブレットパソコン等の取得にかかる契約の締結について

小中学校児童生徒用タブレットパソコン 236 台、小中学校用タブレットパソコン収納保管庫６台、小学校普通教室用マグネットスクリーン 26 台を購入するもの。

# 監査報告

令和元年９月３日

代表監査委員　野々垣昌司

平成30年度の輪之内町一般会計、並びに各特別会計の決算、及び各基金の運用状況の審査を高橋愛子監査委員とともに、厳正かつ公平に実施しましたので、監査委員を代表して、お手元の決算審査意見書により申し上げます。

地方自治法第233条第２項の規定により、平成30年度の各会計歳入歳出決算、及び証書類、並びに同法第241条第５項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について、審査いたしました。

審査の対象とした会計は、一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、児童発達支援事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、の５つの会計、並びに、各基金の運用状況について審査の対象といたしました。

審査の期日は、令和元年７月22日から23日の２日間にわたり実施いたしました。

審査にあたりましては、予算が適正かつ効率的に執行されているかに主眼をおき、決算書、付属書類などに基づきながら、合わせて関係職員の説明を聴取する形で実施しました。

審査の結果を申し上げます。

審査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その内容を審査した結果、決算計数は誤りのないものと認められ、会計経理は完全でありました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係帳簿及び証書類と合致しており、誤りのないものと認められました。

決算の概要と、基金の運用状況、審査の意見については、この意見書に記載したとおりであります。

最後になりますが、人口減少や情報通信技術の著しい進展は、今後の経済社会にこれまでにない大きな変化をもたらすものと考えられます。町の財政は依然として厳しい状況が続きますので、社会の変化を充分に把握し、必要とする事業を的確に選択するなど、限られた財源の効率的な活用に努められ、真に住民に必要な、安心で安全な住みやすい町づくりを進められますよう、期待するものであります。

以上のとおり、平成30年度の決算審査の結果を申し述べましたが、私ども監査委員は、今後とも町政の公正かつ効率的な運営のため、その使命を全力で果たしてまいりますので、議会、並びに町執行部の皆様方の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、報告とさせて頂きます。

宜しくお願いします。

# ズバリ町政を問う（原文掲載）　一般質問

## ◆ 土井田 崇夫 議員の質問

土井田 崇夫 議員

まずは、先般飛騨エアパークで行われました第68回岐阜県消防操法大会におきまして我が輪之内町消防団第２分団の敢闘賞を称賛したいのと共に私が感銘を受けたことがあります。それは、私も何度か早朝４時半より二時間練習されていたのを拝見させてもらいましたが森島団長、副団長以下幹部全員の役割分担、組織がきちんと統制され無駄なく効率の良い練習がなされていたのと、それを支えておられました選手以外の消防団員の団結力です。本来の消防団の使命であります任務を立派に遂行されておられたことが大会の成績をとやかく言うよりもそちらの意味合いを取り上げさせてもらいたいと思います。それと何よりも忘れてはいけないことは、大垣消防組合ならびに消防署員の方々の早朝からの熱心なご指導であります。来年は県大会が神戸町で行われます。ですから当然、力も入ると思いますが使命、任務を忘れず日頃から頑張って頂きたいと思います。では、質問に入らさせてもらいます。

## １．輪之内町の青少年スポーツ存続と今後の在り方について

夏の全国高校野球大会も大阪の履正社の初優勝で幕を閉じましたが、あの灼熱の炎天下の中、最後まで諦めない高校球児の姿に改めて感動と勇気をもらいました。私も高校を卒業してから35年程輪之内町社会人野球に携わり、その間にはオール輪之内の監督や輪之内中学校野球部のコーチもやらさせていただきました。そこで敢えて中学校の部活動を例に取ってお話しさせてもらいますが、令和元年度の各部の所属生徒数を調べたところ野球部に関しては、３年生が２人、２年生が１人、１年生が３人で３学年合わせても６人という試合すら出来ない危機的状況になっている次第です。６年前の平成25年には県大会で優勝した実績もある野球部なのに非常に残念で仕方がありません。小学生の少年野球でも今は３つの小学校が一つに統合して社会人コーチや親御さん達が本当に一生懸命土、日に頑張って子供達を指導してくれてみえます。ですから、その少年野球の子供達がそのまま中学校に入学してもすんなり野球部に入ってくれる環境を我々が考えてやらなければならないと思うのです。参考の為にお話ししますが他の部でも男子バレー部２年生が１人、１年生が０人、女子バレー部でも２年生が０人といった具合なんです。逆にテニス部に至っては３学年で45人という大所帯！テニスコートが３面しかないのに練習すらまともに出来ない状況なんで上手くなって試合に出て活躍しようと思っても出来るはずがないんじゃないでしょうか？それに、美術部は３学年で37人、吹奏楽部が47人と文科系が多く子供達のスポーツ離れが尚一層進んでいるんじゃないかと？だから全国的に見ても年々小、中学生の運動能力の低下が懸念しされていると思います。別に文科系がダメと言っているんじゃなく本人の意志を尊重してやるのが一番大事なことなんですが、もう少し学校としても不平等な部員数割合をうまく何か考えていただけてもいいんじゃないかと思いますが？教育委員会及び教育長のお考えを伺いたいと思います。

## 教育長答弁

輪之内中学校では、新学習指導要領・総則（平成30年３月告示）及び「岐阜県中学校運動部活動指針（平成30年７月一部改正）に基づき「学校部活動運営・指導の方針」を作成し、社会部活動においても学校部活動と連携し、本方針に則った運営・指導に努めています。

この学校部活動運営・指導方針に、部活動が一人一人の自主的･自発的な参加によるものであることを踏まえ、生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ活動の効果を一層高める運営を行うとあります。また､岐阜県中学校運動部活動指針では､部活動の参加については､生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、生徒の自主性を尊重し、部活動への参加を強いることがないよう留意することとあります。

今年度は新学習指導要領や岐阜県運動部活動指針にもありますように、生徒本人の自主的･自発的な参加という基本方針を尊重しました。入部希望にあたっては、新１年生には部活動体験の日を設け、その後入部状況を知らせ、最終に保護者同意の上､入部を決めています。２年生３年生についても、毎年入部確認をとっています。

そして、今年度からは、任意団体や個人が運営するスポーツクラブもしくは文化クラブを主たる活動とする生徒は､届け出により学校部活動には所属しなくてもよいこととしました。このように、一人一人の自主性、個性を尊重し、部活動は行なわれています。全国的にも､ほとんどの学校が生徒の希望を尊重し、人数調整を行っていない現状から、輪之内中学校においても､生徒のやる気を損なうことなく、自主的･自発的な活動の場を充実させていきたいと思います。

ご質問でも言及されておられますが、現在輪之内中学校の部活動に所属している生徒数は、主なもので野球部に関しては、３年生が２人、２年生が１人、１年生が３人で合わせて６人、男子バレー部は３学年合わせて７人に比べ、テニス部は45人、文化系の美術部は37人、吹奏楽部は47人となっており､所属部員数に偏りがあるのが現状であります。

土井田議員のご発言のとおり、文化系の部活動の部員数が多く、今後生徒のスポーツ離れが進み、中学生の運動能力の低下が懸念されます。

今後の部活動の指導に際しては、運動系、文化系を問わず、より一層生徒一人一人の状況に配慮した指導に留意し､技能面だけでなく､責任感や連帯感の涵養、礼儀や感謝の心、規範意識の高揚など、豊かな人間性、社会性が育つよう、学校、教育委員会、地域、家庭が連携して取り組んでいかなければなりません。

教育委員会としても、生徒がやりがいと誇りを持って､部活動に取り組み､様々な場面で自らの持てる力を十分に発揮できるよう､学校の方針に基づき、地域と連携して、指導者の育成、組織づくり等に取り組んでまいります。

## ２．スポーツ振興激励金について

先程、中学校野球部のお話を致しましたが３学年で６人ということで実は今は、安八の登龍中学校野球部と統合して試合を行っているんです。その連合チームが先般行われました３年生最後の中体連で西濃大会を３位で勝ち上がり私も１回戦から決勝戦まで応援に行きましたが見事に県大会で優勝し、三重県で行われました東海大会では惜しくもサヨナラ負けで敗れはしたものの連合チームで凄いことをやってくれました！そこで、輪之内町としてどんなスポーツであれ頑張ってやっている選手、団体チームにはどれだけの補助がなされているのかと？疑問に思い調べたところ国際大会、全国大会、東海大会までは激励金が交付されるということです。しかしながら、その交付額の少なさに少し驚いたのですが！国際大会では個人の場合30,000円、１団体150,000円、全国大会では個人の場合10,000円、１団体100,000円、東海大会では個人の場合3,000円、１団体30,000円ということです。私個人的な意見で言いますがこの額ではいかにも少なさ過ぎるのでは？少年達であれば

当然監督、親御さんも付いていかれるであろうし開催場所でも近い所もあれば飛行機をも使わなければいけない場合も当然出てきます。ですからこの交付額面を決めてしまうんじゃなくその各大会事で、ある程度の補助をしてあげてもいいんではなかろうかと？これでは目的意識であるスポーツ活動の活性化と振興を図るには本人達のモチベーションも保てないと思います。また交付要綱の中に先程言いました連合チームで出た場合のケースの枠がないのでこれからは少子化に伴いそのようなケースが多々あると思います。この交付額の決定権は町長にあるとの事なので町長にお伺いしたいと思います。

## 町長答弁

木野町長

毎年、スポーツや文化芸術活動で優秀な成績を納め、県大会、東海大会そして全国大会等へ出場決めた児童生徒の皆さん､高校生や一般の方など、多くの方からの表敬訪問を受け、日頃の練習の成果や大会での成績報告、さらなる上位を目指す抱負を毎回頼もしく聞かせていただいております。

元気なあいさつ、自信に満ち溢れた言葉、時には、今度こそは勝ちたいという悔しさ故にある力強い言葉、純粋な瞳の奥に優勝を目指す輝きを見る度、児童生徒の皆さんの若いエネルギーを強く感じます。

もちろん、中学校野球部の二人とも、試合前に会うことができ、激励をさせていただきました。

土井田議員もすでにご承知のとおり、町では、平成 30 年３月に激励金の要綱を見直し､現在の輪之内町文化芸術及びスポーツ振興激励金交付要綱に基づき、全国大会等に出場する個人又は団体に激励金を交付しております。金額については、土井田議員ご発言のとおりでございます。類似する他市町もほぼ同額程度だと承知しております。

土井田議員からは、激励金だけではなく活動費用の補助をというご提案でありますが、中学校の部活動に関して言えば、中学校費の予算の中で、昨年度は部活動補助金 120 万円、県大会等参加費用補助金 50 万円、合計して 170 万円を補助し、選手派遣負担金、県、東海、全国大会等の出場費用、交通費、宿泊費等に全額充てられました。今年度、部活動補助金は、県大会等補助金と一本化し、前年度より増額した 215 万円予算計上してあり、活動費として十分な金額ではないかと思います。また､スポーツ少年団や体育協会の団体にも、スポーツクラブ補助金から活動費用が支払われております。

すでに成績報告を受けたところもありますが､今後の活躍に向けて大いに期待するとこであります。

## ◆ 林 日出雄 議員の質問

６月の一般質問では、ドライブレコーダーの推進について、輪之内町にお住まいで、車を運転される全ての皆様を対象に質問をさせていただきました。今回の一般質問におきましては、高齢者の皆様を対象に関連質問をさせていただきます。

### １．自動ブレーキ後付け・アクセル踏み間違い防止装置について

現在､75 歳以上の人口に占める運転免許保有者比率は 2017 年の 31% から 2020 年の 32% へ伸びる方向で、ここに団塊の世代が加わる 2020 年の後半には､75 歳以上のほぼ２人に一人が運転免許

を持っている時代が訪れます。そんなドライバーの高齢化社会にあって、社会問題になってきたのが「ブレーキとアクセルの踏み間違い」を原因とする交通事故です。こうした事故は年間約5000件発生しており、事故による死者は51人、負傷者は6700人を超えています。加害者は20代と70代以上の高齢者ドライバーに多く、1日に13件以上の踏み間違い事故が起きている計算になります。こういった現状を踏まえて、輪之内町でも対策を取っていく必要があると思います。

そこで「自動ブレーキ後付け・アクセル踏み間違い防止装置」を紹介します。踏み間違い加速制御システムは、車両前後に取り付けた超音波センサーにより、前方または後方約３ｍ以内にある壁などの障害物を検知して、ブザー音で注意喚起します。それでもブレーキと間違えてアクセルを踏み込んでしまった際には加速を抑制します。後退時は障害物を検知していない状態でも同様に制御します。また各メーカーも後付け出来る「踏み間違い防止装置」を拡大しています。トヨタ自動車

**林 日出雄 議員**

では2019年内に順次12車種（約458万台）まで拡大予定であると発表しています。

私は70歳以上の高齢者の皆様を対象に「自動ブレーキ後付け・アクセル踏み間違い防止装置」に補助金を付けて頂きたいと考えております。これまで輪之内町のために一生懸命、頑張ってこられた高齢者の皆様がこれからも安心して輪之内町で活躍して頂けるように、ご検討を宜しくお願い致します。

## 町長答弁

今年の岐阜県下における交通死亡事故は、９月１日現在で59名、前年比３名の増加と非常に厳しい状況であり、その中でも高齢者の死亡者数は40名、前年比11名の増加、また高齢運転者が原因の死亡者数は23名、前年比９名の増加と高齢者が関係する事故が後を絶たない現状であります。町内での人身事故は９件で、その内、高齢者に関係する事故は１件（出会い頭の衝突事故）の発生に止まっておりますが、高齢運転者が引き起した死亡事故が全国各地で相次ぎ、その対策が重要であると考えております。

警察庁では、高齢者の運転する車による死亡事故の最大の人的要因は、操作不適であると指摘しており、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術が搭載された自動車、いわゆる安全運転サポート車の普及啓発は、有効な対策のひとつであるとして、民間と連携して試乗会等の各種イベントの企画や啓発チラシの配布などが行われております。

一方で、安全運転サポート車は、正しく運転すれば安全性が高いといえますが、条件によっては装置が作動しない、操作方法や運転装置に対する理解不足による事故が懸念されるとの指摘もあります。自動車メーカーでは、2020年に、ほぼ全ての新車に自動ブレーキとペダル踏み間違い時加速抑制装置を標準装備、またはオプション設定する方針を打ち出しており、今後、その普及が加速することも見込まれます。しかし、こうした技術は全ての危険をカバーしてくれるものではないということも周知させていくべきと考えております。

私も、林議員がご提案されたアクセル踏み間違い防止装置等の先端技術を活用した運転支援は、高齢運転者の交通事故防止に有効な手段の一つであると認識しております。

国では、こうした機能を備えた車のみを運転できる高齢者専用の運転免許制度を設けることや、アクセルとブレーキの踏み間違いを防止する装置等の性能認定制度を設けることを検討しているようです。

こうした国の免許制度、装置の安全基準の認定等の動向を見極めつつ、交通事故に対する施策全体の整合性を図りつつ、議員からご提案のありました、地域に貢献された高齢者の方の生涯を通じての、ここでの住みやすさも含めて、そのような趣

旨を踏まえて、高齢運転者による事故防止について、あらゆる可能性を排除せずに対応していきたい。当然、今ご提案のありました、いくつかの提案もその選択肢の一つであることは言うまでもありません。全体を通じてやっていくと言うことでございます。それには、補助金という公的機関資金を使うわけですから、補助金とその効果という対比、そういう意味では、国の認定がどうなるか分かりませんが、そういうものがきちんと示されて、その有効性がはっきりした段階では、それぞれの適切な対応が必要であると思っております。

また、事故防止の観点からは、身体機能や認知機能の低下傾向にある高齢者に免許証の自主返納を促しております。免許を返上した方々の日常生活の足をいかに確保するかという課題に対応するため、公共交通としてのデマンドバスの利用促進を図っております。町として、高齢の方が、如何にして安心･安全に生活できるのかを考えながら、施策を進めてまいります。

## ◆ 浅野 進 議員の質問

浅野 進 議員

### １．町営墓地の建設を早急に

町営墓地の建設を早急に整備して下さいますよう強く要望します。

13 年前から墓地を求めたいとの声を聴くようになりました。今日ではその声がますます強くなっていることを痛感しています。輪之内町では各地に小規模の分譲住宅が開発され、町外から転入されてきた方々がたくさんおられます。転入されてこられた方には以前住んでおられた所に先祖の墓地があったが、高齢のために墓参りや墓地の清掃に行くことが困難になったとの方や、また転入された方も年々高齢化が進み、父母が亡くなり墓を建てて弔ってあげたいとの理由から墓地を求めたいとの声です。転入の時に位牌をそのまま持参し、そのうちに納める場所も見つかるだろうとの思いで十数年過ぎてしまったという方もおられました。

以前､輪之内町内には 13 ヶ所に火葬場がありました。安八町が建設された「やすらぎ苑」を輪之内町も利用できることになり、その後、輪之内町の火葬場は取り壊され、そのほとんどはきれいに整地されています。町内にありました 13 ヶ所の火葬場の所有者を調べてもらいました。様々です。一村総持という所有名義や自治会名義のもの、輪之内町の所有者名義 7 ヶ所あります。輪之内町所有の地積も雑種地の地目で 300 ～ 400 ㎡です。さしあたり一ヶ所でも町営墓地を整備しても相当数の墓地が確保できます。是非とも進めて頂きたいことを要望します。

以前にも、墓地の件を町会議員の森島正司議員に相談し、議会で取り上げていただいた経緯があります。その時の答弁では「的確な住民のニーズを把握し、事業施工に伴う諸課題を調整する必要がある」とのことでした。当時から 12 年程経過しております。ぜひ前向きな答弁をお願いします。

## 町長答弁

平成 20 年 10 月 14 日のやすらぎ苑使用開始に伴い、輪之内町の 13 カ所の火葬場は、平成 22 年度に全て解体し、整地されていることは議員ご指摘のとおりであります。西濃地域で、公営墓地を運営しているのは、大垣市、神戸町、養老町、関ヶ原町、垂井町、大野町、揖斐川町の 1 市 6 町です。利用対象者は、住民票がある、本籍地があるなどの共通した条件はありますが、面積、区画、利用料金は、どの市町もさまざまです。

近年の少子化や核家族化の進展に伴い、近親者

が近くにいない、子どもがいない、維持費が大変など、お墓を個々に維持管理することに不安を持たれている方が増えています。お墓に対する考え方もさまざまに変化している状況にあります。これまでは、墓地に石塔を建てて、家族が同じ墓に入るということが一般的でありましたが、自然葬や永代供養という形態が増えてまいりました。自然葬とは、散骨や樹木葬を言い、お墓に遺骨を納めるのではなく、自然に還ることを望む人が選択される葬送方法です。永代供養とは、お墓を継いでくれる人が居なかったり、管理を続けていくことが困難な人に代わって、霊園やお寺が供養を行ってくれるという葬送方法です。

一方で、墓じまいするような方も増えています。生前からよりよい終期の準備をする「終活」という言葉が浸透し始めるとともに、これまででは考えられなかったような多様な葬儀・供養の形態が生まれております。時代の変遷とともに日本人の死生観も変わってまいりました。

勿論のこと墓地に対するご要望は重要な課題と認識しておりますが、その考え方は一様でないと思われますので、転入者の方、あるいは分家をされた方の意向を見きわめながら検討を重ねてまいります。

## ◆ 大橋 慶裕 議員の質問

大橋 慶裕 議員

### １．道路整備について

道路事業は、住民生活の向上と経済社会の活力の保持を図る上で最も重要な生活関連社会資本であり、豊かな生活を実現するためには、優先的に整備される根本事業であります。

町内には車１台がぎりぎり通れる幅の生活道路が多くあります。対向車が来た時には、お互い困ってしまいます。火災等の緊急時にも幅員が狭いと大型車輌が通れず、対応が遅れます。また福束小学校正門南西近くにありますＴ字路には、歩行者歩溜まりがありません。

道路が先に作られたのか、用水路が先に作られたのか分かりませんが、道路と用水路が並列している箇所が多々あります。用水路に蓋をすれば、道幅を拡張することは可能です。道幅を広げることにより、生活道路の利便性向上、災害時の迅速な対応、歩道の確保が出来ます。

快適で安心・安全な町づくりのための今後の道路整備に関する見解をおきかせ下さい。

## 町長答弁

道路整備につきましては、道路整備に係る計画や施策として、第５次総合計画の基本計画の中で「みんなが元気で働けるまちづくり」の基本方向を定め、道路整備に係る各種施策を示しています。また、平成 26 年５月には、輪之内町道路整備基本計画を策定し、輪之内町の将来道路網の骨格として、近隣市町との連絡や町の骨格形成を果たす「広域幹線道路」広域幹線道路へのアクセスを分担する「町内集散道路」などについて、地域の将来像を見据えた上で道路整備のあり方や整備方針について基本的な方向を示しています。

幹線道路網以外の集落内生活道路については、地元からの道路改良にかかる要望による工事を実施し、生活環境の向上に努めているところです。議員ご指摘のように、町内には、待ち場の無い交差点や水路沿いの道路など幅員の狭い道路等が少なからずあります。危険が予測される箇所については、地元区長の意見を参考にし、その都度対策を実施しております。特に通学路については、最優先に対策を講じる必要があると認識しており、教育委員会、警察署、道路管理者、役場関係課、小中学校、ＰＴＡ役員等による「通学路安全推進会

議」を開催し、関係機関が連携しながら効果的な施策を実施し、安全安心な道路づくりを強化しているところであります。

次に一般論ですが用水路との関係をどうするのかというお尋ねがありました。具体的に言えば、用水路に蓋をすることによって、道路幅員を広げればいいのではないか、そうすれば道路としての機能も高まるし、生活環境の整備にも繋がるんではないか、というご主旨だと思います。事実、そのような形で整備した部分も一部ございます。ただ、用水路、特に幹線の用水路を覆蓋すると、道路幅が広がるような幹線の用水路は、現在、福束輪中土地改良区が維持管理しております。そのため、いつの段階で行うのかということですが、道路幅員を確保するため用水路を暗渠化するということについては、ほ場整備を実施したところでは従前の道路、隣接する水路を暗渠化して、道路幅員を広げたという例はございます。

これから行っていくものも、特に道路幅員との整合性を図るという意味で、そのような事業手法がとられることもあるかと思います。総括で言えば、道路の一部をその水路と共有することによって、道路幅員を広げていくということは、今までも管理者協議の上で実施してきたところでございます。

福束輪中の幹線の用水路は築造して約50年経過しており、単純にそこに蓋をするだけで道路幅を広げようとしても､強度不足の例が非常に多い。それを全部入れ替えると言うことは、多大な費用がかかりますので、基本的には、そこの用水路の改良時に併せて道路幅員との整合性をどうとるべきかという議論になってくると思います。

今は、用水路の上に単に蓋をかぶせれば道路が広がるというそれだけの事よりも、財源の議論も含めて少し省悟した検討が必要という状況でございます。

福束輪中土地改良区の水路改良の時期と併せながらそういった事も検討していく事になるかと思います。

いずれにしましても、限られた財源の中でより有効な投資が出来るように、整備の優先度を見極めた事業の推進など、計画的、効果的な道路整備に繋がればと思っております。

## ◆ 上野 賢二 議員の質問

### 移住定住の取り組みについて

上野 賢二 議員

全国的に人口減少、特に少子高齢化による若年層の人口減少が進行する中、地方各自治体においてはまちの存続に関わる非常に大きな問題と捉え、少しでも人口減少に歯止めがかければとあの手この手と対策に全力で取り組んでおり、特に若い世代の移住・定住を促し将来の活性化を見据えた施策として、子育て支援や住宅支援、就業・企業支援等自治体間競争が益々激化してきております。先日も「東海市が大学生まで医療費（入院費）無料」､「高校生通学費助成広がる」との新聞報道がありました。

人口減少の要因は多種多様あると思いますが大きな要因として自然的減少「若者の未婚率の上昇による出生数の低下」と社会的減少「若者の転出超過」であると考えます。若者の未婚率の上昇による出生数の低下の対策として婚活イベントの開催・支援、子育て支援・優遇措置の拡充など、子どもを産み育てやすい環境づくりなどがありますが社会環境の変化、社会生活の多様性により極めて困難な問題であると言わざるをえません。若者の転出超過は人の地域間移動であり、国全体の人口減少には直接関係はありませんが地方自治体にとっては死活問題であり最重要課題であります。

その対策として地域の活性化と魅力発信、雇用の場の確保、若い世代の移住･定住を促す住宅施策･支援など暮らしやすい、働きやすいまちづくりを目指していかなければなりません。

本町におきましてはいち早く人口減少対策として多くの施策を実施してきており、大きな人口減少には至っておりませんが、年々微減状況であり８月１日現在ついに9,700人を割りました。先般の町長選挙において、町長はもっと！やります！子育て・福祉環境日本一を目指して…と公約を掲げられております。私も一般質問にて人口減少対策について幾度も取り上げておりますが、先日西南濃議長会研修に参加して、人口減少時代に定住者が増える町、北海道上川総合振興局管内市町村の移住・定住の取組みについてお話を伺ってまいりましたので、そのことも踏まえて移住・定住の取組みの一環として子育て支援、住宅支援についてお尋ねいたします。

## １．子育て支援について

現在各自治体にて実施されている子育て支援には出産・育児に関する支援、幼児教育・保育料の助成、ひとり親家庭に対する支援、医療支援、就学支援等があります。本町におきましてもほとんどの支援施策を実施しており、目玉支援策として高校生世代までの医療費無料化をいち早く実施しております。しかし、前述のように大学生の医療費まで無料化する自治体が出てきており、また現在全国の自治体の三分の一が高校生まで医療費を助成しており、もはや高校生までの医療費無料化は先進事例ではなくなってきております。

北海道上川管内の南富良野町ではすでに22歳の大学就学中まで医療費を無料にしており、そのほか特筆すべき事例として当麻町では小中学校の修学旅行費を全額助成、高校生への就学支援（３年間15万円）や１才から中学生まで誕生日に絵本や花束などを贈呈しており、特に１歳の誕生日には町長自らご自宅に届けているそうです。他にも地元高校入学者に入学金として10万円助成､大学に進学する際に未来を育む人材の育成支援として奨学金50万円の支給や奨学生が卒業後2年以内に帰郷して町内に就職した場合には奨学金の返還を免除するなどの支援策を実施している町村もあります。このように自治体間競争を勝ち抜いていくには独自性があり、よりインパクトのある支援策を講じていく必要があると考えます。

幼児教育については国の施策により10月より幼児教育・保育の無償化が実施されますが、給食費はこれまで通り保護者の負担になっております。郡内の神戸町が町立幼児園の給食費を町費で賄う方針のようです。本町においてもこども園給食費の無償化を検討してはどうでしょうか。また小中学生保護者への特色ある輪之内町独自の支援策を考える必要もあるのではないでしょうか。小中学校の保護者が負担する学費には副教材等の学習費、修学旅行費等の積立金、給食費、ＰＴＡ会費があります。その中で前述の修学旅行費の全額助成とかＰＴＡ会費の全額助成を考えてはどうか。町ＰＴＡ連合会への補助金はありますが各学校でのＰＴＡ活動には目が向けられておりません。それから６年前一般質問で取り上げ、その後他の議員からも言及されています学校給食の無料化も検討する時期にきていると思います。確かに学校給食法第11条に施設･設備並びに運営に要する経費以外の経費は保護者が負担すると規定はされておりますが徐々に無料化を実施する自治体が増えてきているのも事実です。

### 町長答弁

上野賢二議員からは、移住・定住の取組みについて、２つの質問を頂きました。

順次お答え致します。

その前提として、今回のご質問に挙がっている４つの町がこういった移住定住施策を展開するに至る背景、各種データを私なりに探ってみました。あくまでも私見であることをお断りしておきます。

まず、人口ですが、平成27年国勢調査のデータでは、南富良野町が2,555人、当麻町（とうまちょう）が6,689人、

東神楽町（ひがしかぐらちょう）が 10,233 人、東川町（ひがしかわちょう）が 8,111 人となっております。

この人口規模を念頭に置いて頂きながら、注目したのは、平成 22 年から 27 年までの５年間における人口の増減率で、最も減少率が高かったのが南富良野町で▲ 9.2%（235 人の減）、続いて当麻町の▲ 5.6%（375 人の減）、ちなみに当町は▲ 0.5%（55 人の減）でした。

また、注目すべきは、東神楽町では、＋ 10.1%（1,033 人の増）、東川町は＋ 3.2%（260 人の増）となっております。

また、将来推計人口（26 年後の 2045 年社人研（国立社会保障・人口問題研究所）の推計値）に目を向けてみますと、いずれの町もマイナスになっておりますが、南富良野町では▲ 46.0%、当麻町では▲ 43.6%の推計になっており、約半数近く減少するという推計がされております。ちなみに当町は▲ 13.4%という推計でございます。

また、高齢化率（人口に占める 65 歳以上の割合）に目を向けてみますと、４つの町の内、東神楽町だけが 25.6%と 20% 代で、あとの３町はいずれも 30% 代で、当麻町に至っては、39.8%と、ほぼ 40% という状況で、反面、若年層や生産年齢人口の比率は低いことになります。

また、４つの町の財政状況に目を向けてみます。いずれも平成 29 年度数値でございます。

まず、財政力指数ですが、ご案内のように、当町は 0.6 ポイントですが、４つの町はいずれも 0.4 ポイント以下で、東神楽町が 0.39 ポイントを示していますが、南富良野町に至っては、0.12 ポイントとなっており、脆弱な財政基盤ではないかと推測できます。

次に、経常収支比率（低いほど財政運用において弾力的運用ができる）ですが、当町は 77.6%と比較的弾力的運用ができる数値を示しておりますが、４つの町はいずれも 80% 以上で南富良野町に至っては、95.4%と財政運営の硬直化が進んでいることが覗えます。

以上のようなデータを整理していくと、見えてくるのは、４つの町に共通して云えることは、「このまま何の手も打たなかったら町政の運営が危機的状況になる」といった非常に高い危機感、言い換えれば危機からの脱却を狙って「移住・定住に重点を置いた施策展開」に舵を切ったのではないかと推測しました。

それでは、移住・定住における取組の１つ目の質問である「子育て支援」についてお答えします。

当町においても、少子化、子育て世帯の減少が徐々に現れてきており、子どものいる家庭にとって、暮らしに直結する子育て支援策は、大変気になる視点であり、いかに住みやすく、子どもの福祉、教育に手厚いか、それが子育て世帯の移住定住の鍵になることは、言うまでもありません。

出産祝い金、高校生世代までの医療費の無償化、絵本のプレゼント等は他市町に先がけて実施しております。議員もご承知のとおり、10 月からスタートする幼児教育・保育の無償化では、認定こども園等の利用において、３歳から５歳までの全ての子どもの利用料と、住民税非課税世帯の０歳から２歳までの子どもの利用料等が無償化されることになりました。当町においても、そうするべく条例の整備をはじめとして、所要の準備を進めているところであります。

その一方で、国は、通園送迎費や食材料費などについては、これまでどおり保護者の負担としております。この点については、当町では、かねてより子育て支援のひとつとして、町内こども園で提供している給食の食材料費については、既に公費負担、すなわち無償化しております。

小中学校の修学旅行費、PTA 会費の全額助成というご提案についてでありますが、修学旅行については、小中学校ともに、バス代等を公費で負担しております。

ＰＴＡ会費については、保護者の活動費用であることから、会費自体をどうすべきか、活動をいかにすべきか、先ずは会員の皆様で検討すべき課題ではないかと思います。

現段階では、教育環境のハード面の整備として、全室エアコン完備、トイレの洋式化、小学校の大規模改修工事等を実施、ソフト面では、英語教育の充実、防災士養成講座の開催、タブレットの導入等、子どもの教育に力を入れております。

給食費の無償化については、以前にも答弁いたしましたが、現状では変更の必要性は薄いと考えております。

公費による補助は、未来を担う子どもたちの教育水準を上げる方向で取り組んでいくのが子育て支援につながるものと考えております。

## ２．住宅支援について

住宅支援は移住・定住の取組みに欠かせない支援策であります。

本町の助成支援策として輪之内町太陽サンサン補助金、住まいる住宅助成金、輪之内町三世代同居・近居助成事業などがあります。研修先の北海道上川管内の各市町村でも様々な支援を実施しており、農業の他に林業も盛んであることから各町産木材利用に対する補助が多くありました。特筆すべき事例としましては当麻町のおかえりふる里応援事業として町に戻り住宅を建築する方に、町産材を使用する場合は 450 万円、使用しない場合でも 200 万円を補助しており、人口 7,000 人の町のこの支援策に驚きを隠すことができません。また東神楽町では平成元年から始まった大規模宅地開発により、平成 2 年に 5,700 人だった人口が平成 12 年に 8,000 人、平成 25 年には 10,000 人に増加し、以後 10,000 人を維持しています。そのほかにも物置やカーポート等にも助成している町村もありました。

おかえりふる里応援事業は本町の三世代同居・近居助成事業と同種の事業でありますが補助金の額に大きな違いがあります。もちろん財政力の違いや地域環境等様々な状況の違いもあると思いますので一概には言えませんし、費用対効果も確認していく必要もあると思います。以前にも質問いたしましたが本町においても特色のある町独自の住宅支援策を考え、若者の移住･定住促進に努め、真の子育て環境日本一を目指していかなければなりません。

最後に子育て支援・住宅支援制度では特別目を引く事例はないものの特色あるまちづくり施策を実施し、多くの移住者により人口が年々増加している上川管内の東川町を紹介しておきます。東川町は大雪山連峰の最高峰旭岳を有し、その美しい風景を活かして写真の町を宣言し、夏の祭典国際写真フェスティバルや全国の高校写真部を対象に写真甲子園を開催するなど様々なイベントを行っています。また旧東川小学校校舎を再利用して市町村立としてとして全国初の公立日本語学校を開校し、ベトナム、タイなどのアジア諸国から留学生を受け入れ、外国人職員を多数配置するなど外国人住民登録者数が増加しています。そのほかにも東川町の応援者が投資（寄付）によって株主となり、まちづくりに参加するひがしかわ株主制度や子供の誕生を祝い、旭川家具職人による世界に一つだけの手作りの椅子を贈るなどの取組みを積極的に推進しており、人口減少時代に定住者が増える町東川スタイルという書籍まで出版されています。

### 町長答弁

議員もおしゃるように当町では住宅支援施策として、「輪之内町サンサン補助金」、「住まいる住宅助成」「三世代同居･近居助成」の他、住宅における耐震関連の助成、また福祉関連でも住宅関連の助成制度など展開しております。

各町の住宅支援施策については、先程言及されたとおりですが、議員からは、「その補助する金額に大きな違いがある」とのご指摘がありました。

これについては、議員からも『「財政力の違い」、「地域環境等様々な違い」があって一概には云えないが』との言及もありました。

破格の補助金額を掲げている当麻町については、人口の推移やその構成分布、また将来の人口推計、そして財政状況等から、「背に腹は替えれない」ものがあり、多少イニシャルコストが掛かっても人口増加策を採らざるを得ないと判断されたと推測しております。これを当町にそのまま導入することは若干違和感を覚えざるを得ません。

ただ、地方自治体経営として、何が基礎的条件かと言ったときに、人口が基礎的要件であることは疑いようのない話なので、人口の増加策というのはいかなる意味においても常に考えていかなければならない問題だということだけは、付け加えさせていただきます。

確かに高額な助成金を謳うことはインパクトはあるとは思います。しかし、私どもが施策として考えるのは、あくまでも輪之内町へ移住定住を考える方の「きっかけ」になればとの思いであり、個

人の財産形成にまで大きく助成することまでは、射程距離を伸ばしておりません。

何故か。色々考えはございますが、数百万単位のお金を個人に寄付することの意味は、ある意味個人の財産形成に繋がってしまうという部分があります。これについては、今、現に住んでおられる住民の方々の心情的な問題も考慮しなければなりません。

既存住民の方々は、おのおの個人の財産をそのご努力で形成されておみえになりますので、そういったことを考えますと、住宅支援として高額な助成施策は、「部分最適」かもしれませんが、「全体最適」に繋がるとは現時点では出来ないのではないかと考えております。

それよりも、当町の各種住宅支援施策のラインアップを幅広く設定することが重要と考えております。

また、東神楽町の施策にも言及されておりますが、大規模な住宅開発により、各種指標が良好な数値を示していることは確認致しました。これも30年前に同じような危機的状況に直面しハード整備が功を奏した成功事例だと考えております。

また、東川町の事例では、数々の施策展開により、冒頭でも述べましたが、平成22年国調から27年国調にかけて＋3.2％の人口増に繋がっているその要因について、産学社が出版した「東川スタイル～人口8000人のまちが共創（ともにつくる）する未来の価値基準～：玉村雅敏・小島敏明著」でも確認したところです。

東神楽町はハード、東川町はソフト面でそれぞれ施策が功を奏した事例を参考にしながら、当町の人口増加施策に反映させなければならないことは論を待ちません。

ただ、日本全体の人口減少が予測される中で人口増加を実現するためには、現在の施策とは不連続なほどの抜本策を打ち出さなければ、その成功は望めません。

今後は、今進めておりますソフト面の施策について不断の見直しを図り、施策の位置付けを再確認し、さらにその内容を充実させていくことが求められます。

また、行政主導の住宅施策などハード面については、土地の選定や事業手法、例えば民間のデベロッパー（土地や街を開発することを主業とする不動産会社）と共同で進めるなど様々な手法を模索しながら、また加えて「空き家」の有効利用も含め、施策としてコンセプトを明確化したうえで、既存住民の方々の理解を得る全体最適という言い方がいいかどうかは別にして、新入者含めてここにお住まいになる方全体の幸せな環境作りというのをどう進めていくかということになってくると思います。全体を通じて言えることは、すべてに薄く、広くのばらまきでは、なかなか町の将来が見えてこない、そういう意味ではある種、議論を深める中でメリハリのある施策をとると、そのコンセンサスがなければ町の発展にはつながらないだろうと思っております。

先ほども申し上げましたが、人口が自治体運営の基本であるということであるならば、それの維持増加というものをこの町として真剣に考える時期にきております。

もちろん今までも手を抜いていたわけではございませんけれども、地域間の競争が非常に激しくなって、環境も変わっています。輪之内の状況を見て、道路の環境一つ一つとってみても様変わりです。

今色々な情報系が発達して、ここにいても仕事が出来る、でもここにいては出来ないこともまだあります。ですから周りとどういうふうにバランスをとりながら町づくりをしていくかが重要である。

そこの中での施策の取捨、選択というのが今までよりも、もっともっと重要になってくるだろうと、今は受け止めて施策の展開を行ってまいりたいと思っております。

常任委員会審査から

# Report レポート

（主な質疑）

総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会は９月９日開催され、令和元年度一般会計補正予算、国民健康保険事業特別会計補正予算、児童発達支援事業特別会計補正予算、条例改正３件を審議し、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

## 総務産業建設

### 令和元年度 一般会計補正予算（第２号）

#### 危機管理課

**Q　消防県大会の応援者バス代は、いくら掛かったのか。**

A　163,328 円の積算で計上した。

**Q　今回の補正予算で、カーブミラー等の修繕は、何件を見込んでいるのか。**

A　現在、４件の要望を聞いているものと、残り半年間を過去の実績から４、５件程を見込んでいる。

**Q　既に実施した交通安全施設の修繕は、どのような内容なのか。**

A　反射鏡５件、回転灯１件、注意喚起看板１件の修繕である。

**Q　交通安全施設を修繕する業者は、決まっているのか。**

A　その都度、業者より見積書を徴収して決めている。

**Q　議案説明で説明があった消防県大会の経費と今回の補正額が違うのは何故か。**

A　今回の補正は、県大会に要した経費と消防費の今後の支出見込額を精査して、不足分を計上している。

**Q　県大会の訓練は、何名で実施したのか。**

A　今回の訓練内容は、２年前の県大会出場時の方法を踏まえて実施しており、選手が６名、補欠選手が６名、訓練のサポーターが 12 名、幹部が 12 名の計 36 名で実施した。

総務産業建設常任委員会

#### 経営戦略課

三世代同居・近居の助成制度の内容や考え方について確認があり、課長から制度内容等について説明があった。

**Q　この制度の一件当たりの補助金額と期間はどれだけか。**

A　一件当たり 30 万円で一回限り。

**Q　近居の範囲はどこまでを示すのか。**

A　町内であれば近居の要件を満たす。

**Q　３件の見込みとのことだが、実際に相談があったのか。**

A　相談があり、うち２件については書類も準備済み。

**●提言　この制度は、人口増加施策のため住民を町内に呼び込む仕組みのものだが、すでに町内に住んでいる方が転出しないようにすることも大切なのではないか。**

A　今後そのような制度創設の必要性も考えていく。

# 文 教 厚 生

## 令和元年度 一般会計補正予算（第２号）

### 住民課

**Q　ごみ袋の製造単価と販売価格との差額はどれくらいか。**

A　可燃（大）のごみ袋で、製造単価 9.8 円で販売価格 50 円である。

**Q　住基カード及びマイナンバーカードはどれくらい普及し、どのように役立てられているのか。**

A　住基カードについては、平成 27 年 12 月末で廃止しており、発行枚数については 226 枚でした。また、マイナンバーカードについては、平成 31 年３月末で 731 枚発行しており、現在の使用用途としては身分証明や e-Tax である。

### 福祉課

**Q　安八郡広域連合への職員派遣は、現在も行っているのか。合わせて、その派遣期間はどれくらいか。**

A　安八郡広域連合へは現在も職員２名を派遣しており、その期間は概ね２年程度である。

### 教育課

**Q　地域学校協働活動について具体的にどのようなことをサポートしてもらうのか。**

A　今年度は主に授業や学校行事など学習支援活動と、清掃活動など学校周辺環境整備の支援を考えている。

**Q　スクールサポーターの募集状況はどうなっているのか。**

A　スクールサポーターは各校 15 ～ 20 人登録している。

**Q　保険料は何名分見込んでいるのか。**

A　小中学校全体で 95 名ほどを見込んでいる。

**Q　コーディネーターの役割とはどのようなことか。**

A　総括的推進員を町に一人、学校推進員を各学校に２名ずつおき、学校と地域学校協働推進員と協働連携し、地域と学校を結ぶ役割を担う。

**Q　屋内消火栓設備（ホース）を買替えるのは、10 年経つと劣化しているという考えからか。**

A　10 年以上経過したものは、耐圧試験が必要で経費もかかることと、有事の際に使用できるよう配備する必要があるため取替える。

## 国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

### 住民課

**Q　通勤手当はどのように算出しているのか。**

文教厚生常任委員会

A　インターネットの地図サービスを利用し、最短距離で算出している。

## 児童発達支援事業特別会計補正予算（第１号）

### 福祉課

**Q　児童発達支援事業特別会計は、いつ頃創設されたのか。**

A　輪之内町ことばの教室から輪之内町児童デイサービスセンターへと事業を移行した平成 21 年度に創設された特別会計である。

**Q　補正理由の人事異動とは、いつ発令されたものか。**

A　平成 31 年４月１日付けの人事異動である。

## 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

### 福祉課

**Q　輪之内町内に事業所内保育施設を設置している事業者はいるのか。**

A　事業所内保育施設を設置している事業者はいない。

**Q　将来的に、家庭的保育事業等を町内で開設する見込みはあるのか。**

A　現在のところ、町が家庭的保育事業等を開設する予定は無いが、今回改正する条例は、民間事業者が町内で開設する場合に遵守してもらう基準を定めているものである。

## 輪之内町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について

### 福祉課

**Q　１号認定、２号認定、３号認定の違いは何か。**

A　１号認定は、満３歳以上の教育の認定を受けた子どもである。

２号認定は、満３歳以上の保育の必要性の認定を受けた子どもである。

３号認定は、満３歳未満の保育の必要性の認定を受けた子どもである。

**Q　３号認定子どもについては、幼児教育・保育の無償化がスタートする 10 月以降も引き続き利用料を徴収するのか。**

A　３号認定子どもの利用料は、８段階に階層分けしている。保護者の所得に応じて、該当する階層の利用料を頂くことになる。

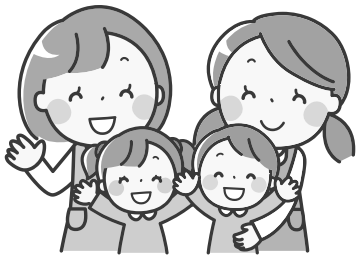

## 輪之内町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

**福祉課**

**Q　２号認定又は３号認定子どもとして通園している児童の保護者が、子どもを妊娠し育児休業等を取得した場合、その児童はどうなるのか。**

A　この保護者は自宅等で自ら保育することが可能な状態になるため、２号認定又は３号認定子どもではなくなる。

　この場合、緊急時や通院等の際に一時保育を利用していただくか、若しくは、満３歳以上の子どもであれば１号認定子どもとして幼稚園部を利用することも可能である。

# 決算特別委員会

委 員 長　上野　賢二
副委員長　田中　政治
委　　員　小寺　　強
委　　員　浅野　　進
委　　員　浅野　重行
委　　員　土井田崇夫
委　　員　林　日出雄
委　　員　大橋　慶裕

## 平成30年度 一般会計歳入歳出決算

**議会事務局**

**Q　共済会負担金について、議員年金制度は廃止になったはずであるが、これはどのようなものか。**

A　制度廃止前に給付事由が生じた方の年金は、現在も支給されているため、その負担金である。

**総務課**

**Q　臨時職員が 10 名とあるが、不足しているのであれば、正規職員の雇用を考えてはどうなのか。**

A　職員の定数管理の中で新規募集をしているが、応募が少ないのが実状である。

**Q　現在の職員数は何名か。**

A　職員の定員は 104 名で、在職職員数は、現在 92 名である。

**Q　現在、病気休暇の職員はいるのか。**

A　１名が病気休暇を取得している。

**Q　特別職報酬審議会を開催しているが、何か諮ることがあったのか。**

決算特別委員会

A　教育長の任期満了の時期に合わせて、議員報酬、特別職の給料に関して、審議していただいた。

**Q　ラジオ放送の内容と、その効果をどのように捉えているのか。**

A　毎月一回、９時 40 分から約 10 分間の生放送に電話で出演している。輪之内町の行事や事業、施策等を町外へも発信することを目的に実施している。ラジオという媒体を利用することは有効な手段であると考えている。

**Q　町ホームページの更新は、どれくらいの頻度で行っているのか。**

A　総務課で担当者が、随時に更新作業を行っている。新しい情報の更新とともに見易いホームページの運用に努める。

**危機管理課**

**Q　消火栓があっても、その近くに格納庫等がない箇所が見受けられるが、それで良いのか。**

A　消火栓は、区の要望等により設置しており、それに伴う格納庫等は区で設置、管理をお願いしている。

**Q　消防用ホースは区へ無償で払い下げをしているのか。**

A　区からの要望があれば、消防団の消防用ホース

の更新時に、使用できるものを区に無償で払い下げをしている。

**Q　町内に消防署が移転する見通しはあるのか。**

A　大垣消防組合の施設整備計画において、令和10年度に南分署の建替予定があり、町としては、これまでも町内への移転を要望してきたが、今後も引き続き、要望活動をしていく。

**Q　災害用非常食の保管場所と管理はどのようになっているのか。**

A　災害用非常食は､役場防災センターや各小学校、体育センターで保管しており、更新等の管理は危機管理課が行っている。

**Q　区長にも災害用備蓄品が、どこにどれだけ保管しているかを周知し、いつでも利用できるようにしておく必要があるのではないのか。**

A　平時より、災害に備えた共助、公助の連携や情報共有、共通理解は必要であるので、周知に努めたい。

## 経営戦略課

**Q　利子割交付金は輪之内町民の金融機関等への預金利息に対するものか。**

A　輪之内町民の預金利息に対する限定的なものではなく、全国の金融機関等から利子の支払いを受けるときに引かれる税金の一部が国に入り、それが県を通じ県税と町民税の按分割合に応じて町へと交付される交付金。

**Q　ふるさと応援寄付金が多かったが魅力は何か。**

A　８月よりインターネットのふるさと応援寄付金サイトを通じ、なべやフライパンなど調理器具を返礼品としてラインアップしたところ多くの寄付が集まった。

**Q　輪之内町民が他の市町へ寄付した額はいくらか。**

A　212名で1,407万３千円。

**Q　ふるさと応援寄付金の品物の上位数件は何か。**

A　１位はフライパン、２位もサイズの違うフライパン、３位は野菜の水切り器などの調理器具が上位を占めた。

**Q　町の地場産品的なものはどれくらい出ているのか。**

A　1872件のうちお米が５件、軍手が５件。

**●提言　返礼品の業者側の価格設定に対し、再考してはどうか。**

A　今後業者と検討していきたい。

**Q　就職転職フェアについて、輪之内町役場のブースへの来場者は何名で年齢層はどれぐらいか。**

A　来場者全22名のうち７名で年齢層は明確な集計はないが若年層が多かった。その他輪之内町役場への就職状況・採用状況についての質問があった。

## 税務課

**Q　外国人の出国による不納欠損処分について、雇用主が納税について責任を負うべきではないか。**

A　あくまで個人が納税すべきものである。

**Q　滞納者が財産を所有していたら必ず差押えるのか。**

A　不動産を差押えても競売できない場合もあり、滞納額や現在の生活状況、定期的に行う財産調査等を勘案して個別に対応している。

**Q　訪問は実施しているのか。**

A　現在は実施していないが、文書・電話等の催告を定期的に実施し、自主納付をすすめている。
今後は更に、公平な税の徴収を行うため、訪問等実態調査も検討していく。

**Q　標準宅地の評価額をどう決めているのか。**

A　不動産鑑定士の意見や近隣市町の動向を見ながら決定している。

## 会計室

**Q　利子及び配当金に関し、すべての基金は定期預金で運用しているのか。**

A　基金のほとんどは定期預金で運用しているが、平成30年度から２億円を20年ものの債券で運用をはじめた。

**Q　債券運用した基金の利子はどれに当たるのか。**

A　一部をのぞく基金の運用は一括運用をしているため、複数の基金の利子の中に債券運用の利子は混在している。

## 住民課

**Q　住民が転出する際に、理由を聞いているのか。**

A　異動届の中に、職業上や生活上といった、理由を記入する欄がある。

**Q　やすらぎ苑の負担金割合はどのように決められているのか。**

A　人口割合により按分している。

**Q　環境パトロールはどのような指導をしているのか。**

A　野焼きについては、シルバー人材センター職員から連絡を受け、町職員が対応し、口頭で注意をしている。

**Q　可燃、不燃、粗大ごみの処理量は昨年と比べて増えているのか。**

A　昨年度は台風被害による災害ゴミを回収した影響もあり、どのゴミも全体的に増加している。

## 福祉課

**Q　介護保険の要介護４以上の該当者は、概ね、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の対象になるようなことを聞いたが、該当者又は家族にその情報提供をしているのか。**

A　介護保険制度と障害者手帳の制度は異なるものであり、要介護４以上の方が障害に関する手帳を所持しているか否かは把握をしていない。もし、

障害者手帳の取得が可能な方であれば、その方の状態をよく把握している主治医から情報提供があると思う。

**Q　当町のがん検診受診率は、県内でどのくらいに位置するのか。高い方なのか。**

A　大腸がん検診と乳がん検診は、県内で上位に位置しているが、子宮がん検診は下位である。

**Q　敬老祝賀会の開催経費の内訳は何か。**

A　主なものは、講演会費 441,800 円、送迎バス借上料 244,080 円、記念品購入費 120,000 円。

**Q　敬老会の出席者は何人か。**

A　今年度ベースでは、対象者 1,296 人中の 477 人である。今年は、約 1/3 の方に出席していただける予定をしている。

●**提言**　敬老祝賀会に参加しやすい体制づくりとして、大型バスをやめて中型･小型バスに切り替え、幹線道路からもう少し集落内道路に入って送迎すれば、参加者が増えるのではないか。

**Q　障害者介助用自動車の購入助成は、新車購入に限定しているのか、中古車の購入でも対象になるのか。**

A　リフト付き中古車の購入も対象になる。リフト付き中古車の購入費と、その中古車にリフトが付いていないと仮定した場合の購入費とを比較して、その差額を助成対象経費とする。

## 産業課

**Q　元気な農業産地構造改革支援事業補助金の交付基準は何か、また町は補助しているのか。**

A　営農組合等からの要望を取りまとめ県に提出し、県が採択の判断をしている。県が助成するものに対し、町は５％に相当する額を補助している

●**意見**　県の採択を受けられない場合、町だけでも補助金を交付するよう検討してもらいたい。

**Q　経営所得安定対策事業について、小麦、大豆の作付けについては補助金を交付しているが、飼料用米は補助金を交付していないのか。**

A　飼料用米については国から直接交付金が支払われている。

**Q　臨時職員賃金について、農業委員会事業や農地中間管理事業の業務だけに従事しているのか。また、賃金は補助金の対象になるのか。**

A　臨時職員は、他業務にも従事しており、臨時職員賃金は補助金の対象になる。

**Q　臨時職員賃金について、補助金の交付を受けているのなら他事業を兼務しても良いのか。**

A　農業委員会事業でいうと賃金の一部について補助金の交付を受けている。残りは町単独財源を充当しているので、他業務に従事しても問題ない。

**Q　経営体育成支援事業補助金はどういう内容で対象となるのはどのような施設か。**

A　平成 30 年の台風 21 号により被害を受けた施設を対象に、今後も農業経営を継続していくことを条件として、農業共済等で対応できない施設の復旧費用の２分の１を国が補助するものである。対象施設はビニールハウスに加え、畜産施設等も含まれる。

**Q　多面的支払交付金事業について、輪之内町で一つの組織になって取り組む事になったが、メリットは何か。また、事務職員を雇用するというやり方をしているのは輪之内町のみか。**

A　これまで各保全会でのやり方があり、事務が統一できていなかった。組織が一つになることで、事務レベルの統一や一括して保険に加入できるなどのメリットがある。各保全会から事務費として５％をいただいて職員の人件費に充てているが、近隣では大野町や海津市、瑞穂市でも同様のやり方をしている。

●**意見**　農地の少ない地区は交付金も少なく５％の事務費は大きい。事務レベルの統一は職員が指導すればできることなので、職員の人件費に充てるのではなく交付してもらいたい。

●**意見**　ジャンボタニシの駆除について、成果が不十分なので他の対策も検討して駆除してもらいたい。

●**意見**　色々なイベントをうまく組み合わせて開催することにより、もっと多くの方にお越しいただけるような工夫が必要ではないか。

## 土地改良課

**Q　楡俣北部地区の進捗状況はどうか。**

A　調査・設計が完了し、揚水機場が２カ所計画されているが、今年度揚水機場１カ所の井戸掘り工事が発注された。

**Q　先進地視察はどこへ行き、それをどう活かしているのか。**

A　平成 30 年度は東近江市へ視察に行き、農地の集積状況や自動給水装置システムについて研修を行った。県や県土連も同行し、技術的な面について参考にしている。

●**提言**　町外への視察研修も良いが、すでに整備済みの町内の状況を参考に、どうやったら管理運営がうまくいくのかを反映させてほしい。

## 建設課

**Q　橋梁長寿命化計画とはどのようなものか。**

A　５年周期で点検を行うことにより、予防的な修繕を計画的に進め、橋梁の長寿命化と修繕費用の縮減を図るものである。

**Q　町道認定していない道路があるが、認定の有無で町の管理に違いはあるのか。**

A　町内全域ほぼすべての道路を認定しているが、一部短い道路について認定されていないことがあると認識している。管理に違いはない。

**Q　堤防等の除草工事は年に２回実施しているの**

**か、また苦情等はあるのか。**

A　年に２回の除草工事を実施している。今年は雨が多く、例年よりも通学路等の除草依頼があり、その都度職員で対応している。

**教育委員会**

**Q　情報教育推進事業のパソコン借上料はリース料のことか、また、リース期間終了後はどうしているのか。**

A　５年リースの後、３年間は無償で使用している。

**Q　就学援助費（準要保護児童生徒）は申請によるものか。**

A　児童生徒の保護者が学校又は教育委員会へ申請する。

**Q　英語検定の受験料は何級から補助するのか。**

A　小学生は５級から、中学生は４級から補助している。

**Q　高温などによる理由で夏休みのプールの実施回数が少ない現状であるが、これからも修繕していくのか。**

A　夏休みだけでなく授業でもプールを使用するため、今後もしばらくは、修繕対応していく。

**Q　防災士養成講座を受講した生徒の活躍する機会を検討したらどうか。**

A　地区や町の防災訓練等で活躍する機会をつくっていく。

**Q　完全給食とは何か。**

A　主食・副食・汁物・牛乳のすべて揃ったものを提供する給食のことである。

**Q　御膳米を給食で提供することはできるのか。**

A　10キロずつビニール袋に入った状態で納品できれば可能である。

## 平成30年度 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定

**住民課**

**Q　国保税の収入未済額は、昨年と比べてどうなのか。**

A　約400万円減っている。

**Q　退職被保険者の１人あたりの医療費が、昨年と比べて大幅に増加している理由は何か。**

A　退職被保険者の加入数が、大きく減少していることが要因である。

## 平成30年度 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

**福祉課**

**Q　保険料滞納者が死亡した場合の納付は、誰に求めるのか。**

A　他の財産と同様、滞納についても家族が相続することになるので、その家族に納付を求めていく。

## 平成30年度 児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

**福祉課**

**Q　世間では、80歳位の親の下にいる障がい等をもつ50歳位の子どもの将来が時々問題にされることがあるが、発達支援教室そらの利用児童も年を重ねていく。将来、保護者が死亡し残された場合はどうなるのか。**

A　8050問題のことと思うが、最終的には、終の棲家としてグループホームなどの施設入所を考えることになると思う。このことは、直ちに解決できる問題ではないが、福祉課としても重要課題として受け止めている。

**Q　8050問題とは何か。**

A　障がいや引きこもり等の理由により収入が少ない50歳代の子どもが、80歳代の親の年金等の収入を主に生活している状態のことを言う。

**Q　利用児童の保護者は、小学校就学の際に普通学級に入ることを希望していると思うが、実際はどうか。**

A　保護者の殆どが普通学級への進学を希望している。児童にとって一番重要なのは、安心して学習できることであるため、就学相談等を行い保護者や児童と一緒に進路を考えている。

## 平成30年度 特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

**建設課**

**Q　平成30年度の輪之内浄化センターから搬出された汚泥量はどれだけか。**

A　約440トン。

**Q　搬出先はどこか。**

A　輪之内浄化センターで脱水したものを大垣市上石津町の㈱りゅういきへ搬入している。

**Q　㈱りゅういきではどのように処理されているのか。**

A　乾燥して、最終処分は民間企業で石灰系地盤安定材の原料としている。

**Q　一般会計から２億１千万円繰入れしないと下水道事業は運営できないのか。**

A　基本的には、下水道使用料等の収入で運営していくものだが、接続率が低く使用料収入の見込みも少ないため、今のところは一般会計からの繰入れが必要。

TOPICS
Wanouchi gikaidayori

## 役場職員、町議会議員及びグラウンドワーク有志による河川清掃

９月28日（土）の午前９時より役場周辺の中江川の清掃を主として河川環境の維持と保全を目的に役場職員、町議会議員及びグラウンドワーク有志により清掃活動を行いました。春に私たちを魅了したサクラの落ち葉や刈り取った雑草は手箕に集めました。雑草や雑木が驚くほど成長しており、鎌やノコギリを使って除去していくのに大変苦労しました。水面付近は船を使いながら雑草の除去を行いました。船に乗ることで普段とは違った角度から物を見ることも環境保全には大切だと感じました。今後も継続的に取り組み、環境美化に貢献していきたいと思います。

TOPICS
Wanouchi gikaidayori

## 桜会 総会

去る、８月１日（木）、役場３階 第２会議室にて、輪之内町桜会（会長 加藤正昭）の総会が開催されました。

当日は、小寺 強 議長と、町長の代理として荒川 浩 参事が来賓として出席し、令和元年度事業報告・収支決算報告、令和元年度事業計画・収支予算等が審議され、承認されました。

総会後には、荒川参事から令和元年度輪之内町主要事業の概要についての説明を受け、今後のまちづくりに関する意見交換が行われました。

TOPICS
Wanouchi gikaidayori

## 安八・輪之内町議会議員交流会

去る、７月24日（水）、安八町役場３階委員会室にて、輪之内町・安八町の両議会は、安井 忠 岐阜県議会議員、木野 隆之 輪之内町長、堀 正 安八町長を来賓に迎え、各町における現状と課題、取り組みに関する意見交換、並びに交流会を開催しました。

安井議員の「県政報告」に引き続き、安八町からは「安八SICのフォローアップについて」利用状況や整備効果についての説明があり、輪之内町からは「輪之内町再ほ場整備事業について」これまでの取り組みや事業概要の説明がありました。

その後、各町から説明があった内容を中心にしながら、各々で進める事業の在り方など、両町の各議員から活発な意見があり、相互の情報交換の場となりました。

TOPICS
Wanouchi gikaidayori

## 福束小学校大規模改修工事特別委員会

福束小学校大規模改修工事特別委員会（上野賢二委員長）は、８月23日（金）役場３階協議会室にて、第１回の特別委員会を開催しました。

最初に施工業者より全体実施工程の説明があり、その後に現場へ赴き、福束小学校の状況について、教育課、設計管理業者の説明を受けながら、現場を視察しました。

委員からは、「２年生の教室の扉が重くないか」について質問があり、担当課より軽すぎると、危ないので、少し重い構造になっている。再検査が近日中にあるのでほかの教室も含め確認しておくとの回答がありました。

# 議会活動日誌

## 《７月》

３日　安八郡町村議会議長会
５日　広報編集委員会
８日　第68回岐阜県消防操法大会　輪之内町消防団出陣式
　　輪之内町防災会議
12日　安八郡広域連合議会臨時会
16日　西南濃町村議会議長会
18日　あすわ苑老人福祉施設事務組合議会定例会
22日　決算審査
23日　決算審査
　　主要地方道羽島養老戦改良促進期成同盟会令和元年度理事会
　　消防操法大会出場団激励会
24日　安八町・輪之内町議員交流会　テーマの事前打ち合わせ
　　全員協議会
　　安八町・輪之内町議員交流会
25日　例月出納検査

## 《８月》

１日　桜会総会
２日　大垣消防組合議会臨時会全員協議会
３日　輪之内町納涼ふるさとまつり
　　あすわ苑夏まつり
４日　第68回岐阜県消防操法大会
５日　岐阜県町村議会議長会監査会
16日　木曽川・長良川新架橋促進協議会総会
19日　民生委員推薦会
20日　岐阜県町村議会議長会　新任議員研修会
20～22日
　　西南濃町村議会議長会県外視察研修
23日　薩摩義士慰霊祭
　　議会運営委員会
　　全員協議会
　　福東小学校大規模改修工事特別委員会
26日　市町村議会議員セミナー
27日　岐阜県町村議会議長会第２回評議員会
28日　例月出納検査
30日　垂井町新庁舎落成記念式典

## 《９月》

１日　防災訓練
２日　岐阜県共同募金会輪之内分会役員会
３日　第３回定例町議会（初日）
　　全員協議会
５日　決算特別委員会
６日　決算特別委員会
　　ふれあいフェスタ実行委員会
９日　総務産業建設常任委員会
　　文教厚生常任常任委員会
13日　第３回定例町議会（最終日）
　　全員協議会
14日　輪之内中学校体育祭
15日　輪之内町敬老祝賀会
19日　西南濃管内町議会議員研修会及び合同交流会
20日　例月出納検査
22日　あすわ苑敬老会
26日　第１回農業振興地域整備促進協議会

## ▼編集後記

「わのうち議会だより」124号をお届けします。

いよいよ10月より軽減税率が導入されましたが、消費税の増税によって、高所得者層より低所得者層の方が負担が大きくなることを防ぐために、特定の品目に対しては軽減税率（８％）が適用されます。その中でも特に「外食」については食べる場所などによって定義が細かく分類されていますので注意が必要です。

軽減税率制度が導入されると商品の仕入れや販売といった取引の中で標準税率と軽減税率の２つの税率が混在することになります。税額計算は原則として売上または仕入れを税率ごとに区分して行うことが必要で、特に請求書においては必要な記載事項が区分記載請求書等保存方式と適格請求書等保存方式の２段階で追加されます。よって仕入税額控除の要件変更など消費税増税に伴い経理業務が複雑化します。そこで平成31年、令和元年の確定申告及び消費税額の計算が大変複雑になるため、今から準備をし、わからない事があれば役場税務課及び大垣税務署に相談し対処しましょう。以上、議会だよりでした。

**議会広報編集委員会**
委員長　浅野　重行　　副委員長　土井田崇夫
委　員　林　日出雄　　委　員　大橋　慶裕

★次の定例会は12月の予定です。皆さまの傍聴をお待ちしています。